

## 男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q 4 7 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月23日公布・施行されましたが、なぜこのような法律が必要なのか教えてください。

A 4 7 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律です。

### (1) 法律の概要 (平成30年5月23日公布・施行)

<b>目的</b>	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること
<b>基本原則</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること</li><li>② 男女がその個性と能力を十分に発揮できること</li><li>③ 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること</li></ul>
<b>責務等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める (実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等)</li><li>② 政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める</li></ul>

## (2) なぜこのような法律が必要なのでしょう？

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる

「民主主義に関する普遍的宣言」(1997年(平成9年)IPU(列国議会同盟)、内閣府男女共同参画局にて仮訳)

日本の現状は…

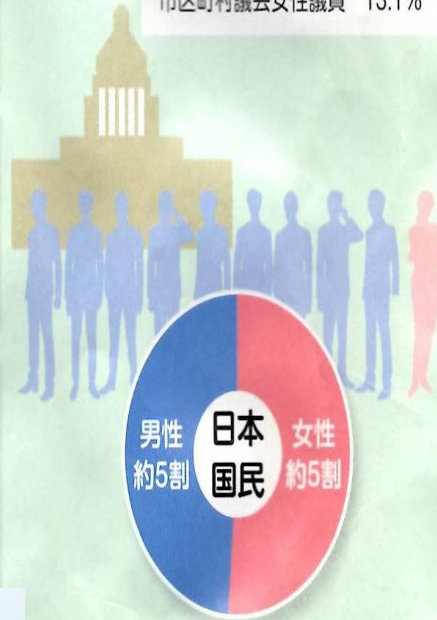
国民が男女半々であるにもかかわらず議会の場に女性が少ない「**過少代表**」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

✓女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができる。  
(女性の健康問題や中学校の給食センター立上げ、学校への扇風機の設置、保育所の待機状況の透明化等)  
✓女性には、女性の議員に対しての方が話やすいことがある。  
(平成30年5月「女性地方議会議員意見交換会」(内閣府・総務省共催)での地方議会議員からの意見より)

政治分野における男女共同参画の推進が重要です。女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要です。我が国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準なのです。

衆議院女性議員	10.1%
参議院女性議員	20.7%
都道府県議会女性議員	10.1%
市区町村議会女性議員	13.1%



(備考)

衆議院は平成30年5月9日現在(衆議院HPより)

参議院は平成30年1月21日現在(参議院HPより)

都道府県議会、市区町村議会は平成29年12月31日現在(総務省調べ)

出所：内閣府男女共同参画局